

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月28日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市豊田町2-1	
氏 名 株式会社 豊田自動織機 刈谷工場	
工場長 水 藤 健	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-22-2511（代表）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社 豊田自動織機 刈谷工場
事業場の所在 地	愛知県刈谷市豊田町2-1
計画期 間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	31：製造業 輸送用機械器具製造業
2 事業の規 模	売上高：21183億円
3 従業員 数	2583人

	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙 1 参照
--	---------------------	---------

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 2 参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（ 令和 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	排出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	排出 量	t	t
・ 廃油の濃縮処理対象物の拡大			

		(今後実施する予定の取組) ・濃縮廃液の有価物化
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙4 参照 ・分別に関する取組み →社員受入教育等で廃棄物の分別に関する教育を実施
②計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし (従来活動を継続)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t

	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の 量	1 8 3 t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥形成の薬注量の適正管理 ・汚泥の脱水・乾燥機の適正運転		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の 量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の 量	1 8 3 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし （従来活動を継続）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	対象なし		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の 量	t		t
	(これまでに実施した取組) 			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	対象なし		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の 量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処 理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

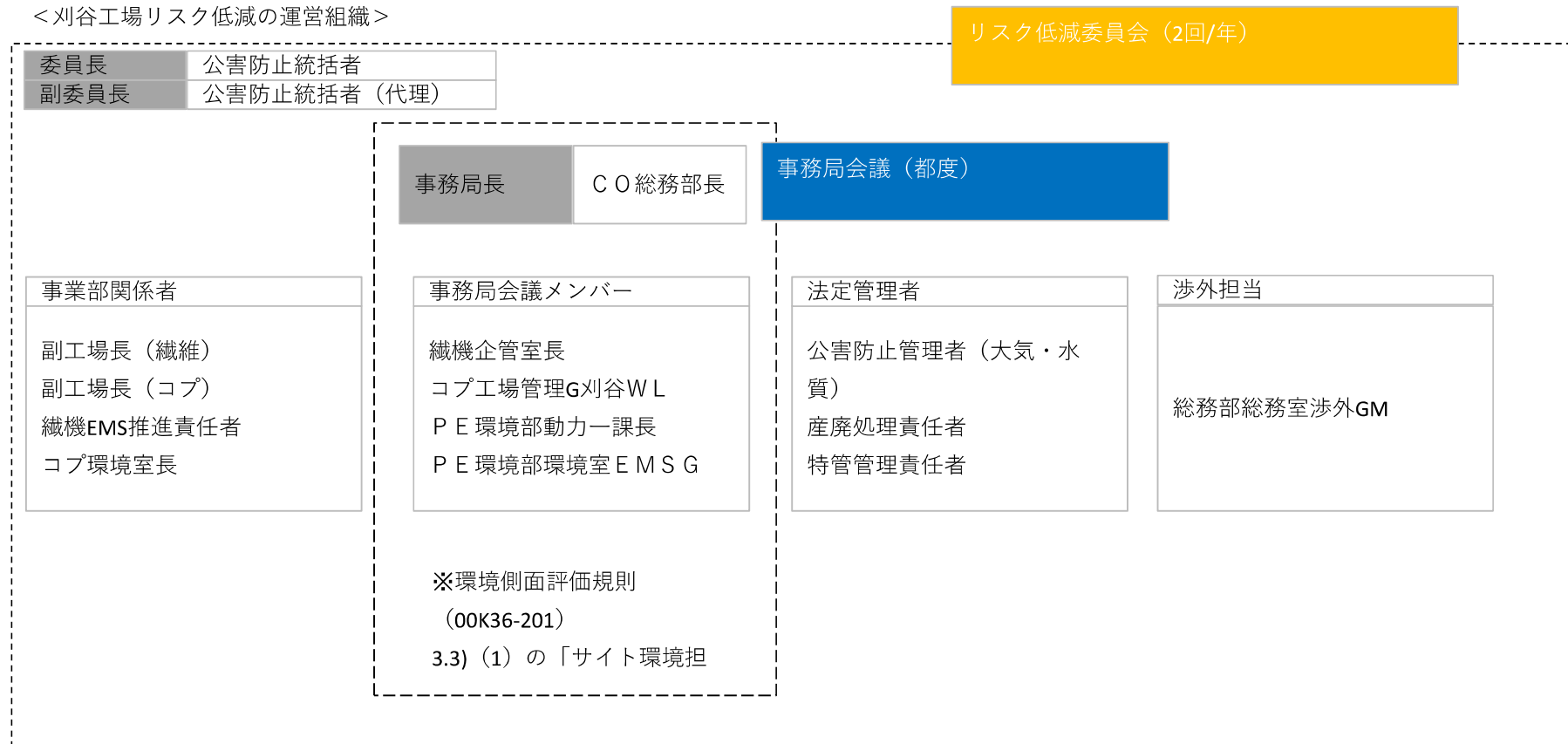
【発生する廃棄物と再利用方法】

分 類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	スラッジ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	テフロン塗料溶液	中間処理業者	焼却	路盤材	
	汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	研磨汚泥	中間処理業者	圧縮固化	製鋼向け還元材	
	清掃汚泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	脱水汚泥	自社	脱水	-	自社処理後、 業者へ委託
		中間処理業者	乾燥	セメント原料	
廃油	粉体塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	含油廃水	中間処理業者	油水分離	燃料	
	水溶性廃油	中間処理業者	濃縮	路盤材	
	濃縮廃液	中間処理業者	混錬	燃料	
		中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃油	中間処理業者	油水分離	燃料	
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	廃酸	中間処理業者	焼却	路盤材	
		中間処理業者	中和	-	排水処理後放流
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃プラスチック類	OA機器	中間処理業者	破碎・溶融	原材料	
	廃フィルター類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塩ビ系廃プラ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	金属付き廃プラ	中間処理業者	焼却	原材料、路盤材	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	破碎圧縮成形	燃料	
	生活廃棄物	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃ウエス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラ類	中間処理業者	焼却	路盤材	
金属くず	乾電池	中間処理業者	選別	鉄原料	
ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	中間処理業者	破碎	原材料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	ガラスウール原料	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料	

別紙2

別紙 1

<刈谷工場リスク低減の運営組織>



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【令和2年度実績と令和3年度目標】

産業廃棄物の種類	名称	排出量 (t)		備考
		R2実績	R3目標	
汚泥	スラッジ	7	7	
	テフロン塗料溶液	1	1	
	汚泥	209	209	
	研磨汚泥	1	1	
	清掃汚泥	18	18	
	脱水汚泥	23	23	
	粉体塗料カス	2	2	
		261	261	
廃油	含油廃水	0	0	
	水溶性廃油	37	37	
	濃縮廃液	95	95	
	研磨汚泥	7	7	
	油泥	57	57	
		196	196	
廃酸		23	23	
廃アルカリ		103	103	
廃プラスチック類	OA機器	0	0	
	フィルター	1	1	
	塩ビ類	6	6	
	金属付廃プラ	10	10	
	固形燃料廃プラ	44	44	
	生活廃棄物	12	12	
	塗料カス	8	8	
	廃ウエス	6	6	
	廃プラ	80	80	
		167	167	
金属くず		1	1	
ガラス・陶磁器くず		2	2	
木くず		31	31	
合計		784	784	

有 価 物	25	①	-	アルミ100%	シリンダ、ハウジング、フランジ、シェル、ロータ、磁石付き斜板	材料	-	1	1	・ピン付可、めっき付可
	25	③	-	アルミ50%以上	安全弁(PRV)、センサー、アルミシュー	材料	-	1	1	・鋼8%混入品、センサーのコードは切ること
	25	③	-	アルミ49%以下	ロータアッシ、シャフト斜板アッシ、ピストンワップルアッシ、 ハーメチックケース	材料	-	1	1	・鋼47%混入品、 分解できるものは分別所に持ち込むこと ・ケール部分は切り取ること
	25	⑥	-	ピストン	アルミピストン・ロータリーバルブ	材料	-	1	1	・テフロン塗装の有無関係無し
	25 7 14	⑦ ③ ③	-	銅屑以外	ホチキスの芯、エフの針金、針金、塗料付銅屑、モータ、 ファン、台車車輪、自転車金属部分、SSハブ、金属ロータ、 機密端子、ゴムキャップ、ハブ(2Way用)、コントロールバルブ本体	材料	-	1	1	・芯などの細かい物は缶などに入れて廃棄のこと、モータなどの油は抜いてあること ・1.2mm以下 ・樹脂ロータは、分別場にて金属と樹脂に分けること
	25	②	-	銅屑2割	コントロールバルブ本体、ガスケット、ボルト類、刃具、 ドリル類、銅材、ベアリング、スプラインハブ、 樹脂ロータの金属部分、モータステータ、モータロータ、 モータロータ+シャフト(混合品)、プーリロータ(2Way用) モータロータ+シャフト+Fハウジング(混合品)、 インナーハブ、ステータ、ロータコア、ブラケット、 ワンウェイクラッチ、シム、磁石、スベーサ、 モータハウジング+モータステータ(混合品)	材料	-	1	1	・塗装付は不可
	25	⑧	-	銅屑以外長物	3m以下銅材&かさばる物	材料	-	1	1	・3m以上の物は生剥きで解体依頼を出すこと
	25	⑪	-	一斗缶・ペール缶	一斗缶・ペール缶、スーパフォーム、スプレー缶	材料	-	1	1	・一斗缶、ペール缶は油を確実に抜いてプレス機でつぶしてから廃棄すること ・スプレー缶は全部使い切ってから各部署で缶の底に 穴を空けてから廃棄すること ・キャップは外して分別して適切な場所に廃棄すること ・オイルパンにたまった油は都度回収すること ・床に油をこぼしたら確実に拭き取ること
	25	⑨	-	銅グライ・ニュームグライ	銅グライ・ニュームグライ	材料	-	1	1	
	25	⑭	-	銅屑・真鍮屑	銅パイプ、銅部品類、銅治具類	材料	-	1	1	・銅屑と銅線屑は分別のこと
			-	真鍮フィラター、真鍮部品類、真鍮治具類	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮部品類、真鍮治具類					
			-	銅屑	銅部品、銅パイプ、銅治具類					
			-	銅線屑	銅線屑					
	10	⑬	-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、 ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	
	25 14	⑦⑨ ②	-	ステンレス屑	ステンレス屑	材料	-	1	1	
		⑤	-	砲金切粉	砲金屑	材料	-	1	1	
		⑥	-	真鍮切粉	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮コントロールバルブ、真鍮治具類	材料	-	1	1	
		①	-	アルミ屑	アルミ屑	材料	-	1	1	
		④	-	真鍮針金		材料	-	1	1	
	28	⑳	-	回収油	100%油、浮上油	材料	-	1	1	
	17	③⑦	-	ニュームグライ	ホッパニュームグライ	材料	-	1	1	
	21	④⑨								
	22	④								
	22	⑧④	-	アルミスラッジ	アルミ屑	材料	-	1	1	
	4 5	④ ③	-	銅屑1割		材料	-	1	1	
	5	①	-	鉄グライ	ホッパ鉄グライ	材料	-	1	1	
	8	①								
	23	④②								
	10	⑬	-	基板屑	プリント基板類	材料	-	1	1	
			-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、 ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	・銅線部分の直径が2mm以下の物
	36	51	-	混合(鉄・アルミ)	鉄・アルミ混合	材料	-	1	1	
		52	-	鉄・アルミ	鉄・アルミ	材料	-	1	1	
	15	⑦⑨	-	バッテリー	バッテリー	材料	-	1	1	
	1	⑦	-	シュレツダ屑	シュレツダ屑(資の目切、短冊切含む)	ミックス ペーパー	-	2	2	・OHP等のプラスチック類は入れないこと ・機密書類でなければ再生紙へ分別のこと
	1 35	⑤ ⑤①	-	再生紙	使用済みコピー紙、ユニオンニュース、電算用紙、検査票、 払出し看板、色紙、ポスタイト、伝票類(カーボン付以外)	再生紙	-	2	2	・かよい箱(黄色)にて回収(コブのみ) ・ホチキスは外すこと、紐は丸めずに出すこと ・7mm四方以上の紙屑は「再生紙」に該当
	1 7	④ ④	-	ダンボール屑	ダンボール	ダンボール	-	2	2	・平らに折りたたむこと ・小さい物は大きいダンボールの間にはさんで出すこと ・油が多量に付着しているものは不可
	25	⑫	-	ダンボール屑	ダンボール、ラップ芯	ダンボール	-	2	2	・梱包袋は内面がコーティング加工していない物
	1 15	⑤ ④	-	雑誌・雑誌(OO) 雑誌・カタログ(雑誌)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、 梱包袋(ハロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、 おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、 ポラロイドフィルムの抜き取り紙、雑誌、カタログ、広告	雑誌	-	2	2	
	35	⑤②	-	雑誌(コブ)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、 梱包袋(ハロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、 おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、 ポラロイドフィルムの抜き取り紙	雑誌	-	2	2	・かよい箱(黄色)にて回収、雑誌は回収すること ・梱包袋は内側がコーティング加工していないこと ・タバコの箱(ソフトケース含む)は必ず開いて出すこと ・窓付き封筒はビニール部分を取って雑誌へ出すこと ・手帳は表紙部分のビニールを取り外し雑誌へ出すこと ・置場内の箱に移し変えること(結束する必要なし)
	1 15	⑥ ⑤	-	新聞	新聞		-	2	2	
	1 15	⑥ ④	-	増補紙(OO、雑誌)	コピー紙A5サイズ以上のもの、色紙・厚紙・メモ用紙、お菓子の箱、 たばこ箱(ソフトケース含む)等		-	2	2	・OO・増補事業部ルール
その他	35	48	-	安全靴	安全靴	材料 靴底	スニーカー 下駄	2	3	・メーカー別に識別すること
	-	-	-	クリーニング色ウエス	使用済色ウエス	ウエス	-	2	3	・クリーニングして再利用 ・油が袋の底にたまっている物は廃棄しないこと ・水分を吸ったウエスを袋に入れ漏れないようにすること

【令和2年度 実績】

[illegible]

(t)

[illegible]